令和８年度

千葉市民会館・千葉市文化センター

利　用　料　金　表

指定管理者：**公益財団法人千葉市文化振興財団**

千葉市民会館施設利用料金表

区分			基本料金	市外加算	入場料加算			営利営業加　算	5:00～9:00（1時間あたり）	繰上げ・延長（1時間あたり）	22:00～5:00（1時間あたり）
					500円以下	501～1,000円	1,001円以上				
大ホール	平日	9:00～12:00	24,340	12,170	4,860	9,730	14,600	19,470	16,220	14,600	
		13:00～17:00	48,670	24,330	9,730	19,460	29,200	38,930		18,240	
		18:00～22:00	60,820	30,410	12,160	24,320	36,490	48,650		30,410	30,410
		9:00～22:00	133,830	66,910	26,760	53,530	80,290	107,060			
	土日祝	9:00～12:00	31,630	15,810	6,320	12,650	18,970	25,300	21,080	18,980	
		13:00～17:00	63,270	31,630	12,650	25,300	37,960	50,610		23,720	
		18:00～22:00	79,090	39,540	15,810	31,630	47,450	63,270		39,540	39,540
		9:00～22:00	173,990	86,990	34,790	69,590	104,390	139,190			
小ホール	平日	9:00～12:00	7,150	3,570	1,430	2,860	4,290	5,720	4,760	4,410	
		13:00～17:00	14,700	7,350	2,940	5,880	8,820	11,760		6,540	
		18:00～22:00	21,830	10,910	4,360	8,730	13,090	17,460		10,910	10,910
		9:00～22:00	43,680	21,840	8,730	17,470	26,200	34,940			
	土日祝	9:00～12:00	12,840	6,420	2,560	5,130	7,700	10,270	8,560	5,610	
		13:00～17:00	18,720	9,360	3,740	7,480	11,230	14,970		8,180	
		18:00～22:00	27,290	13,640	5,450	10,910	16,370	21,830		13,640	13,640
		9:00～22:00	58,850	29,420	11,770	23,540	35,310	47,080			
※1室につき 楽屋		9:00～12:00	960	480	190	380	570	760	640	350	
		13:00～17:00	1,170	580	230	460	700	930		410	
		18:00～22:00	1,390	690	270	550	830	1,110		690	690
		9:00～22:00	3,520	1,760	700	1,400	2,110	2,810			
※1室につき 会議室		9:00～12:00	2,150	1,070	430	860	1,290	1,720	1,430	950	
		13:00～17:00	3,180	1,590	630	1,270	1,900	2,540		1,060	
		18:00～22:00	3,550	1,770	710	1,420	2,130	2,840		1,770	1,770
		9:00～22:00	8,880	4,440	1,770	3,550	5,320	7,100			
特別会議室1		9:00～12:00	2,640	1,320	520	1,050	1,580	2,110	1,760	1,220	
		13:00～17:00	4,080	2,040	810	1,630	2,440	3,260		1,320	
		18:00～22:00	4,420	2,210	880	1,760	2,650	3,530		2,210	2,210
		9:00～22:00	11,140	5,570	2,220	4,450	6,680	8,910			
特別会議室2		9:00～12:00	3,960	1,980	790	1,580	2,370	3,160	2,640	1,830	
		13:00～17:00	6,110	3,050	1,220	2,440	3,660	4,880		1,990	
		18:00～22:00	6,640	3,320	1,320	2,650	3,980	5,310		3,320	3,320
		9:00～22:00	16,710	8,350	3,340	6,680	10,020	13,360			

※上記金額には、消費税は含まれております。

※割増料（加算料金）は、基本料金に対する割合により算出するため、料金の合計額が上記金額の和と異なる場合があります。

千葉市民会館 割引料金表

割引名	対象施設	利用条件	割引率	受付開始日	計算式
大・小ホール セット割引	小ホール	下記参照	50%	使用希望日の 12ヶ月前の初日	**（施設基本料金＋加算料金）×割引率＝割引後利用料金 （10円未満の端数切捨て）** 例：大ホール平日割引 18:00～22:00利用 市外、入場料(1,500円)、営利加算有りの場合 （施設基本料金＋市外・入場料・営利営業加算）×割引率＝割引後利用料金 （60,820円＋115,550円）×50%＝88,180円 （10円未満の端数切捨て）
大・小ホール 休日割引	大・小ホール			2カ月前の同日	
大ホール 平日割引	大ホール			3カ月前の同日	
特別会議室1 控室割引	特別会議室1			使用希望日の 12ヶ月前の初日	
小ホール 夜間区分学生割引	小ホール		平日 10,000円 土日祝 12,000円	使用希望日の 2ヶ月前の同日	

割引料金の条件

1 大ホール・小ホールセット割引
- ① 対象施設：小ホール
- ② 大ホールの使用許可を既に得ている、または同時に使用申請をすること。
- ③ 大ホールを取り消した場合は同時に取り消さなければならない。
- ④ 附属設備及び楽屋の利用料金は適用しない。
- ⑤ 次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・大ホールが既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑥ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

2 大・小ホール休日割引
- ① 対象施設：大・小ホール
- ② 使用する日の2カ月前の同日から前日までに使用申請をすること。
- ③ 申請日は、最初に仮予約を受け付けた日を起算日とする。
- ④ 使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して2カ月以内の空き日に限り変更できる。
- ⑤ 他施設への変更はできない。
- ⑥ 附属設備及び楽屋の利用料金は適用しない。
- ⑦ 次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑧ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

3 大ホール平日割引
- ① 対象施設：大ホール
- ② 平日に使用する場合に限る。（土日祝日等の休日を除く。）
- ③ 使用する日の3カ月前の同日から前日までに使用申請をすること。
- ④ 使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して3か月以内の空き日に限り変更できる。
- ⑤ 他施設への変更はできない。
- ⑥ 附属設備及び楽屋の利用料金は適用しない。
- ⑦ 次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑧ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

4 特別会議室1控室割引
- ① 対象施設：特別会議室1
- ② 大・小ホール及び会議室・特別会議室2の使用許可を既に得ている、または同時に使用申請をすること。
- ③ 大・小ホール及び会議室・特別会議室2を取り消した場合は同時に取り消さなければならない。
- ④ 使用する日の使用期日12ヶ月前の初日から前日までに使用申請をすること。
- ⑤ 使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して12ヶ月以内の空き日に限り変更できる。
- ⑥ 他施設への変更はできない。
- ⑦ 次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・対象となる会議室が既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑧ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

5 小ホール夜間区分学生割引
- ① 対象施設：小ホール
- ② 対象：25歳以下の大学生・専門学生及び、高校生・中学生の個人またはグループの練習等。
- ③ 申請時に学生証等の提示が必要。（中学生は保護者の同意書の提出も必要。）
- ④ 使用する日の使用期日の2ヶ月前の同日から使用申請をすること。
- ⑤ 使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して2ヶ月以内の空き日に限り変更できる。
- ⑥ 他施設への変更はできない。
- ⑦ 施設利用料金に係る割増加算は適用しない。
- ⑧ ピアノ及び照明(ボーダーライト)以外の附属設備は適用しない。(18:00～21:00についても通常の附属設備単価とする。)
- ⑨ 次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・既に割引または減免措置を受けている場合
  - ・指導者のいる団体利用、受講料等を徴収して行うレッスン等の利用。
- ⑩ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

6 この料金は、令和8年4月1日以後に使用を許可した使用に係る利用料金について適用し、この基準の施行日前に割引の適用を受けている場合は、従前のとおりとする。

千葉市民会館　附属設備利用料金表

舞台設備		
品　名	単位	料金(円)
演壇（司会台含む）（大ホール）	1式	1,100
演壇（司会台含む）（小ホール）	1式	520
司会台（大ホール）	1台	520
司会台（小ホール）	1台	250
展示パネル	1枚	200
反響板	1式	5,500
平台・ポータブルステージ	1台	200
指揮台	1台	300
指揮者用楽譜台	1台	150
演奏者用楽譜台	1台	50
プログラムスタンド	1台	100
コントラバス用椅子	1脚	100
ソロ演奏用椅子	1脚	300
所作台（大ホール）	1式	6,020
花道用所作台（大ホール）	1式	1,100
日舞用見切り（大ホール）	1式	1,300
鳥屋囲い（大ホール）	1式	640
屏風（金・銀・鳥の子）（大ホール）	1双	1,300
屏風（金）（小ホール）	1双	640
緋毛仙（小）	1枚	100
緋毛仙（大）	1枚	640
長座布団・座布団	1枚	100
松羽目（竹羽目含む）	1式	2,720
上敷	1枚	150
紗幕（白・黒）（大ホール）	1枚	1,100
地がすり（黒・グレー）（大ホール）	1枚	1,100
講釈台	1台	1,100
浪曲台	1台	1,100
高座台	1台	1,100
床几台	1台	300
ジョーゼット（大ホール）	1式	4,820
バレエ用シート	1式	3,160

楽　器		
品　名	単位	料金(円)
大太鼓	1台	520
スタンウェイピアノ typeD（大ホール）	1台	6,600
ヤマハピアノ　CF（大ホール）	1台	3,300
ヤマハピアノ　C7LA（小ホール）	1台	3,300

照明設備		
品　名	単位	料金(円)
Aセット（大ホール）	1式	6,260
ボーダーライト		
フロントサイドライト		
シーリングスポットライト1列		
Bセット（Aセットプラス）	1式	10,420
アッパーホリゾントライト		
ロアーホリゾントライト		
Cセット（Bセットプラス）	1式	18,120
サスペンションライト		
シーリングスポットライト1列		
小ホールセット	1式	2,720
フロントサイドライト2台		
シーリングスポットライト4台		
ボーダーライト		
アッパーホリゾントライト		
フロントサイドライト（大ホール）	1列	2,200
フロントサイドライト（小ホール）	1台	250
シーリングライト（大ホール）	1列	2,720
シーリングライト（小ホール）	1台	250
アッパーホリゾンライト（大ホール）	1列	2,720
アッパーホリゾンライト（小ホール）	1列	860
ロアーホリゾンライト（大ホール）	1列	1,620
ロアーホリゾントライト（小ホール）	1台	250
ボーダーライト（大ホール）	1列	1,400
ボーダーライト（小ホール）	1列	760
サスペンションライト（大ホール）	1列	2,960
サスペンションライト（小ホール）	1列	1,100
トーメンタルライト（大ホール）	1列	2,840
フットライト（大ホール）	1列	760
フットライト（小ホール）	1列	420
花道フットライト（大ホール）	1列	420
移動用スポットライト	1台	250
リモコンピンスポットライト（大ホール）	1台	1,100
クセノンピンスポットライト（大ホール）	1台	2,720
移動用ピンスポットライト	1台	640
スタンド	1台	100
エフェクトマシンA	1台	520
エフェクトマシンB	1台	1,620
ストロボマシーン	1台	1,100
ブラックライト	1式	760
星球（大ホール）	1式	520
格納式ミラーボール（大ホール）	1台	1,620
ミラーボール	1台	420
ストリップライト	1台	250
スモークマシン	1台	4,400
ドライアイスマシン	1台	2,620

音響設備		
品　名	単位	料金(円)
拡声装置（大ホール）	1式	3,300
拡声装置（小ホール）	1式	1,620
録音・再生機器	1式	1,100
はね返りスピーカー	1台	520
ステージスピーカーシステム	1式	3,300
パワーアンプ	1台	1,300
周辺機器	1台	1,300
移動用音声調整卓A	1台	640
移動用音声調整卓B	1台	2,720
3点吊りマイク装置（大ホール）	1式	860
2点吊りマイク装置（小ホール）	1式	860
1点吊りマイク装置（大ホール）	1式	300
ワイヤレスマイク（大ホール）	1本	2,400
ワイヤレスマイク（小ホール）	1本	1,100
ステレオコンデンサーマイク	1本	2,200
マイクロホン（コンデンサー）	1本	1,100
マイクロホン（ダイナミック）	1本	640
マイクスタンド	1本	100

映写設備		
品　名	単位	料金(円)
映写機16mm（大ホール）	1台	3,060
映写機16mm（小ホール）	1台	1,860
ビデオプロジェクター	1台	1,960
会議室液晶プロジェクター	1台	1,300
スクリーン（大ホール）	1式	1,300
スクリーン（小ホール）	1式	860

そ の 他		
品　名	単位	料金(円)
持込器具（1kwにつき）	1回	150
シャワー	1室	300
テーブル	1台	200
椅子	1脚	50

※　施設利用料金の区分、午前・午後・夜間の各時間帯につき附属設備利用料金をいただきます。

（例：演壇１式を全日で使用した場合、1,100円×１式×３回＝3,300円）

なお、消費税は含まれております。

千葉市文化センター施設利用料金

区分			基本料金	市外加算	入場料			営利営業	5:00～9:00 （1時間あたり）	繰上げ・延長 （1時間あたり）	22:00～5:00 （1時間あたり）
					500円以下	501～1,000円	1,001円以上				
アートホール	平日	9:00～12:00	23,120	11,560	4,620	9,240	13,870	18,490	15,410	13,890	
		13:00～17:00	46,330	23,160	9,260	18,530	27,790	37,060		17,390	
		18:00～22:00	57,980	28,990	11,590	23,190	34,780	46,380		28,990	28,990
		9:00～22:00	127,430	63,710	25,480	50,970	76,450	101,940			
	土日休	9:00～12:00	27,940	13,970	5,580	11,170	16,760	22,350	18,620	16,770	
		13:00～17:00	55,910	27,950	11,180	22,360	33,540	44,720		21,000	
		18:00～22:00	70,000	35,000	14,000	28,000	42,000	56,000		35,000	35,000
		9:00～22:00	153,850	76,920	30,770	61,540	92,310	123,080			
※1室につき 楽屋		9:00～12:00	1,170	580	230	460	700	930	780	400	
		13:00～17:00	1,360	680	270	540	810	1,080		450	
		18:00～22:00	1,510	750	300	600	900	1,200		750	750
		9:00～22:00	4,040	2,020	800	1,610	2,420	3,230			
第1リハーサル室		9:00～12:00	6,330	3,160	1,260	2,530	3,790	5,060	4,220	2,820	
		13:00～17:00	9,410	4,700	1,880	3,760	5,640	7,520		3,080	
		18:00～22:00	10,280	5,140	2,050	4,110	6,160	8,220		5,140	5,140
		9:00～22:00	26,020	13,010	5,200	10,400	15,610	20,810			
第2リハーサル室		9:00～12:00	7,690	3,840	1,530	3,070	4,610	6,150	5,120	3,390	
		13:00～17:00	11,310	5,650	2,260	4,520	6,780	9,040		3,740	
		18:00～22:00	12,490	6,240	2,490	4,990	7,490	9,990		6,240	6,240
		9:00～22:00	31,490	15,740	6,290	12,590	18,890	25,190			
セミナー室		9:00～12:00	13,730	6,860	2,740	5,490	8,230	10,980	9,150	6,010	
		13:00～17:00	20,060	10,030	4,010	8,020	12,030	16,040		6,630	
		18:00～22:00	22,110	11,050	4,420	8,840	13,260	17,680		11,050	11,050
		9:00～22:00	55,900	27,950	11,180	22,360	33,540	44,720			
スタジオⅠ		9:00～12:00	12,180	6,090	2,430	4,870	7,300	9,740	8,120	5,340	
		13:00～17:00	17,820	8,910	3,560	7,120	10,690	14,250		5,900	
		18:00～22:00	19,690	9,840	3,930	7,870	11,810	15,750		9,840	9,840
		9:00～22:00	49,690	24,840	9,930	19,870	29,810	39,750			
スタジオⅡ		9:00～12:00	3,050	1,520	610	1,220	1,830	2,440	2,030	1,380	
		13:00～17:00	4,610	2,300	920	1,840	2,760	3,680		1,540	
		18:00～22:00	5,150	2,570	1,030	2,060	3,090	4,120		2,570	2,570
		9:00～22:00	12,810	6,400	2,560	5,120	7,680	10,240			
レコーディング室		9:00～12:00	5,130	2,560	1,020	2,050	3,070	4,100	3,420	1,540	
		13:00～17:00	5,150	2,570	1,030	2,060	3,090	4,120		1,540	
		18:00～22:00	5,150	2,570	1,030	2,060	3,090	4,120		2,570	2,570
		9:00～22:00	15,430	7,710	3,080	6,170	9,250	12,340			
和室		9:00～12:00	3,130	1,560	620	1,250	1,870	2,500	2,080	1,230	
		13:00～17:00	4,110	2,050	820	1,640	2,460	3,280		1,590	
		18:00～22:00	5,320	2,660	1,060	2,120	3,190	4,250		2,660	2,660
		9:00～22:00	12,560	6,280	2,510	5,020	7,530	10,040			
市民サロン		9:00～22:00	20,560	10,280	4,110	8,220	12,330	16,440			
会議室Ⅰ		9:00～12:00	2,810	1,400	560	1,120	1,680	2,240	1,870	1,210	
		13:00～17:00	4,040	2,020	800	1,610	2,420	3,230		1,310	
		18:00～22:00	4,370	2,180	870	1,740	2,620	3,490		2,180	2,180
		9:00～22:00	11,220	5,610	2,240	4,480	6,730	8,970			
会議室※1室につきⅡⅢⅣ		9:00～12:00	3,500	1,750	700	1,400	2,100	2,800	2,330	1,520	
		13:00～17:00	5,070	2,530	1,010	2,020	3,040	4,050		1,680	
		18:00～22:00	5,610	2,800	1,120	2,240	3,360	4,480		2,800	2,800
		9:00～22:00	14,180	7,090	2,830	5,670	8,500	11,340			
会議室Ⅴ		9:00～12:00	3,930	1,960	780	1,570	2,350	3,140	2,620	1,650	
		13:00～17:00	5,500	2,750	1,100	2,200	3,300	4,400		1,880	
		18:00～22:00	6,270	3,130	1,250	2,500	3,760	5,010		3,130	3,130
		9:00～22:00	15,700	7,850	3,140	6,280	9,420	12,560			

千葉市文化センター　割引料金

<table>
<tr><th>割引名</th><th>対象施設</th><th>利用条件</th><th>割引率
または
割引額</th><th>受付開始日</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>アートホール
休日割引</td><td>アートホール</td><td rowspan="5">下記参照</td><td rowspan="4">50%</td><td>使用希望日の
2カ月前の同日</td><td rowspan="4">（施設基本利用料＋加算料金）×割引率＝割引後利用料金
（10円未満の端数切捨て）

例：アートホール平日割引
13:00～17:00利用
入場料(1,000円)の場合

（施設基本利用料＋入場料加算）×割引率＝割引後利用料金
（　44,600円　＋17,840円　）×　50%＝　31,220円
（10円未満の端数切捨て）</td></tr>
<tr><td>アートホール
控室割引</td><td>スタジオⅠ
第1ﾘﾊｰｻﾙ室
和室</td><td rowspan="2">使用希望日の
3カ月前の同日</td></tr>
<tr><td>アートホール
平日割引</td><td>アートホール</td></tr>
<tr><td>レコーディング
控室割引</td><td>レコーディング室</td><td>使用希望日の
12カ月の初日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学生割引</td><td>スタジオⅡ</td><td rowspan="2">計算式欄に
記載する額</td><td rowspan="2">使用希望日の
2カ月前の同日</td><td>下記の利用料金に、LM楽器(附属設備)利用料金を含む。
<table><tr><th>時間区分</th><th>割引後の
利用料金</th></tr><tr><td>9:00～12:00</td><td>2，000円</td></tr><tr><td>13:00～17:00</td><td>2，400円</td></tr><tr><td>18:00～21:00</td><td>2，000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第2ﾘﾊｰｻﾙ室</td><td>下記の利用料金に、リハーサル音響装置(附属設備)利用料金を含む。
<table><tr><th>時間区分</th><th>割引後の
利用料金</th></tr><tr><td>9:00～12:00</td><td>2，500円</td></tr><tr><td>13:00～17:00</td><td>3，000円</td></tr><tr><td>18:00～21:00</td><td>2，500円</td></tr></table></td></tr>
</table>

割引料金の条件

1　アートホール休日割引
- ①　対象施設：アートホール
- ②　土曜・日曜・祝日に使用する場合に限る。
- ③　使用する日の2カ月前の同日から前日までに使用申請をすること。
- ④　使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して2カ月以内の空き日に限り変更できる。
- ⑤　他施設への変更はできない。
- ⑥　附属設備及び楽屋の利用料金は適用しない。
- ⑦　次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑧　使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

2　アートホール控室割引
- ①　対象施設：第1リハーサル室、スタジオⅠ、和室
- ②　本公演に伴う控え室使用であること。
- ③　本公演は千葉市文化センターアートホールで行い既に使用許可を得ていること。
- ④　本公演の3カ月前の同日から当日までに使用申請をすること。
- ⑤　本公演を取り消し、または変更(使用日の変更)した場合は、取り消さなければならない。
- ⑥　使用許可事項変更申請は、本公演日の対象施設間のみとする。
- ⑦　附属設備利用料金は適用しない。
- ⑧　次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑨　使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

3　アートホール平日割引
- ①　対象施設：アートホール
- ②　平日に使用する場合に限る。(土日祝日等の休日を除く。)
- ③　使用する日の3カ月前の同日から前日までに使用申請をすること。
- ④　使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して3カ月以内の空き日に限り変更できる。
- ⑤　他施設への変更はできない。
- ⑥　附属設備及び楽屋の利用料金は適用しない。
- ⑦　次の場合は適用しない。
  - ・千葉市の主催・共催する行事
  - ・国及び地方公共団体が主催する行事
  - ・千葉市の外郭団体の主催する行事
  - ・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
  - ・既に割引または減免措置を受けている場合
- ⑧　使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

4 レコーディング室控室割引
① 対象施設：レコーディング室
② スタジオⅠの控え室使用であること。
③ 千葉市文化センタースタジオⅠの使用許可を既に得ていること。
④ 使用する日の12カ月前の初日から当日までに使用申請をすること。
⑤ スタジオⅠを取り消し、または変更（使用日の変更）した場合は、取り消さなければならない。
⑥ 使用許可事項変更申請は、スタジオⅠを使用する日のみとする。
⑦ 附属設備利用料金は適用しない。
⑧ 次の場合は適用しない。
・千葉市の主催・共催する行事
・国及び地方公共団体が主催する行事
・千葉市の外郭団体の主催する行事
・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
・既に割引または減免措置を受けている場合
⑨ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

5 スタジオⅡ学生割引
① 対象施設：スタジオⅡ
② 対象：25歳以下の大学生及び専門学校学生、高校生、中学生の個人またグループのバンド練習等。
③ 申請時に学生証等の提示が必要。（中学生は保護者の同意書の提出も必要。）
④ 使用する日の2カ月前の同日から使用申請をすること。
⑤ 使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して2カ月以内の空き日に限り変更できる。
⑥ 他施設への変更はできない。
⑦ 施設利用料金に係る割増加算は適用しない。
⑧ LM楽器以外の附属設備は適用しない。（18:00～21:00についても通常の附属設備単価とする。）
⑨ 次の場合は適用しない。
・千葉市の主催・共催する行事
・国及び地方公共団体が主催する行事
・千葉市の外郭団体の主催する行事
・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
・既に割引または減免措置を受けている場合
・指導者のいる団体利用、受講料等を徴収して行うレッスン等の利用。
⑩ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

6 第2リハーサル室学生割引
① 対象施設：第2リハーサル室
② 対象：25歳以下の大学生及び専門学校学生、高校生、中学生の個人またグループのダンス練習等。
③ 申請時に学生証等の提示が必要。（中学生は保護者の同意書の提出も必要。）
④ 使用する日の2カ月前の同日から使用申請をすること。
⑤ 使用許可事項変更申請は、当初申込日から起算して2カ月以内の空き日に限り変更できる。
⑥ 他施設への変更はできない。
⑦ 施設利用料金に係る割増加算は適用しない。
⑧ リハーサル音響装置以外の附属設備は適用しない。（18:00～21:00についても、通常の附属設備単価とする。）
⑨ 次の場合は適用しない。
・千葉市の主催・共催する行事
・国及び地方公共団体が主催する行事
・千葉市の外郭団体の主催する行事
・公益財団法人千葉市文化振興財団が共催する行事
・既に割引または減免措置を受けている場合
・指導者のいる団体利用、受講料等を徴収して行うレッスン等の利用。
⑩ 使用内容が割引条件に適さないと判断したときは通常利用料金との差額を徴収する。

7 この料金は、令和8年4月1日以後に使用を許可した使用に係る利用料金について適用し、この基準の施行日前に割引の適用を受けている場合は、従前のとおりとする。

千葉市文化センター　附属設備利用料金表

舞台設備		
品　名	単位	料金(円)
演壇（司会者台含む）	1式	1,100
司会者台	1台	520
展示パネル	1枚	200
反響板	1式	5,500
平台・ポータブルステージ	1台	200
指揮台	1台	300
指揮者用譜面台	1台	150
演奏者用譜面台	1台	50
コントラバス用椅子	1脚	100
ソロ演奏用椅子	1脚	300
プログラムスタンド	1台	100
所作台	1式	6,020
花道用所作台	1式	1,100
仮設舞台（張出舞台）	1式	4,920
仮設花道	1式	2,300
見切り	1式	1,300
鳥屋囲い（揚幕付）	1式	640
屏風	1双	1,300
講釈台	1台	1,100
浪曲台	1台	1,100
高座台	1台	1,100
雪かご	1台	200
床几台	1台	300
緋毛仙（小）	1枚	100
緋毛仙（大）	1枚	640
座布団・長座布団	1枚	100
松羽目（竹羽目共）	1式	2,720
上敷	1枚	150
紗幕	1枚	1,100
ジョーゼット	1式	4,820
地がすり	1枚	1,100
バレエ用シート	1式	3,160

楽　　器		
品　名	単位	料金(円)
スタインウェイピアノ（ホール）	1台	6,600
ヤマハピアノCF（スタジオⅠ）	1台	3,300
ヤマハデジタルピアノ　CLP-480PE（第2リハーサル室）	1台	860
LM楽器（スタジオⅠ・Ⅱ）	1式	1,960

照明設備		
品　名	単位	料金(円)
Aセット ボーダーライト又は天反ライト フロントサイドライト シーリングスポットライト1列	1式	6,260
Bセット（Aセットプラス） アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト	1式	10,420
Cセット（Bセットプラス） サスペンションライト シーリングスポットライト1列	1式	18,120
フットライト	1列	760
ボーダーライト	1列	1,400
アッパーホリゾントライト	1列	2,720
ロアーホリゾントライト	1列	1,620
サスペンションライト	1列	2,960
シーリングスポットライト	1列	2,720
フロントサイドライト	1列	2,200
移動用スポットライト	1台	250
リモコンピンスポットライト	1台	1,100
天反ライト	1式	1,400
トーメンタルスポットライト	1式	2,840
花道フットライト	1列	420
移動用ピンスポットライト	1台	640
クセノンピンスポットライト	1台	2,720
スタンド	1台	100
エフェクトマシンA	1台	520
エフェクトマシンB	1台	1,620
スモークマシン	1台	4,400
ドライアイスマシン	1台	2,620
格納式ミラーボール	1台	1,620
ミラーボール	1台	420
ストロボマシン	1台	1,100
ブラックライト	1式	760
星球	1式	520
ストリップライト	1台	250

音響設備		
品　名	単位	料金(円)
拡声装置	1式	3,300
セミナー室音響装置	1式	1,740
リハーサル室・スタジオ音響装置	1式	520
録音・再生機器（テープ・CD・MD等）	1台	1,100
ハネカエリスピーカー	1台	520
ステージスピーカーシステム	1式	3,300
パワーアンプ	1台	1,300
周辺機器	1台	1,300
移動用音響調整卓A	1台	640
移動用音響調整卓B	1台	2,720
3点吊マイク装置	1式	860
1点吊マイク装置	1式	300
ワイヤレスマイク（ホール）	1本	2,400
ステレオコンデンサーマイク	1本	2,200
マイクロフォン（コンデンサー型）	1本	1,100
マイクロフォン（ダイナミック型）	1本	640
マイクスタンド	1本	100
ワイヤレスマイク(セミナー室・スタジオⅠ）	1本	1,100

映写設備		
品　名	単位	料金(円)
16mm映写機（ホール）	1台	3,060
映写機スクリーン共（セミナー室）	1式	3,300
ビデオプロジェクター（ホール）	1台	1,960
ビデオプロジェクタースクリーン共（セミナー室）	1式	3,300
ビデオプロジェクター（会議室）	1台	1,300
スクリーン	1式	1,300
スライド映写機	1台	1,300
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,300
ビデオ撮影システム（ホール）	1式	1,100

その他		
品　名	単位	料金(円)
持込器具（1kwにつき）	1回	150
シャワー	1室	300
テーブル	1台	200
椅子	1脚	50

※　施設利用料金の区分、午前・午後・夜間の各時間帯につき附属設備利用料金をいただきます。
（例：演壇1式を全日で使用した場合、1,100円×1式×3回＝3,300円）
なお、消費税は含まれております。